

2010年度(第5回)

四国小中学生ゴルフ大会(中学生の部 男女)

期 日：平成22年8月17日
場 所：新居浜カントリー倶楽部

主催：四国ゴルフ連盟
ジュニア委員会

《 競 技 の 条 件 》

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
競技者の使用球はR&A発行の最新の公認球リスト(JGAホームページ参照：www.jga.or.jp)に記載されているものでなければならない。この条件の違反の罰は、競技失格。
4. 競技終了時点
大会主催者よりの成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
5. 順位の決定
両部門共、優勝も含め順位にタイが生じた場合はマッチングスコアカード方式により決定する。
6. 移動
競技者は、ホールのプレー中に限り、常に歩いてラウンドしなければならない。但しホールとホール間の移動を除く。
この条件の違反の罰は違反があった各ホールに対して2打。但し、1ラウンドにつき最高4打までとする。ホールとホール間で違反があった場合は、罰は次のホールに適用する。
7. ラウンド中の共用ゴルフカートの使用について。
カートはキャディ以外の運転を禁止する。
両部門共にクラブ、キャディバックも含め目土袋以外の携帯品を積載することができる。
8. キャディー
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)3』を適用する。

《 ロ ー カ ル ル ー ル 》

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄線及び黄杭、ラテラルウォーターハザードは赤線及び赤杭をもってその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. グリーンに近接する動かさない障害物
動かさない障害物による障害からの救済はゴルフ規則24-2により受けることができる。加えて、球がグリーン外のハザード内でない所にある場合で、動かさない障害物が(イ)グリーン上か、またはグリーンから2クラブレンジス以内にあり、(ロ)球からも2クラブレンジスの範囲内で、しかも(ハ)球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、プレーヤーは次のような救済を受けることができる。
その球は拾い上げて、(a)ホールに近づかずに、(b)障害物の介在が避けられる、(c)ハザード内でもグリーン上でもない場所で、球のあった箇所にもっと近い所にドロップしなければならない。拾い上げた球はふくことができる。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
7. クローズ(CLOSED)の標示のある予備グリーンは、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則第25条第1項b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。